

## 学校における特別支援等について

——— 特別支援教育支援員と教育相談員の拡充 ———

### I 特別支援教育支援員の拡充

学校教育法に基づき、平成19年度から、障害のある児童生徒等の教育の充実を図るため、小・中学校等に在籍する教育上特別な支援を必要とする児童生徒等に対して適切な教育『特別支援教育』を行うことが明確に位置付けられています。この背景としては、小・中学校の通常学級に在籍している児童生徒のうち、LD、ADHD や高機能自閉症により、学習や生活面において特別な支援が必要となる児童生徒が6～7%程度の割合で存在するといわれているためです。これらの児童生徒に対して、学校としての適切な対応が求められているが、教師のマンパワーだけでは十分な支援が困難であるため、特別支援教育支援員を配置することとなり、地方交付税による財政措置が講じられています。

### 発達障害とは

先天的な脳機能障害の一つで、想定される時期に年齢相応の発達が見られず、又は年齢相応のスキルが獲得できないことで起きる障害をいう。その症状は通常、低年齢の発達期において発現します。

### 発達障害の分類

- ①広汎性発達障害／自閉症スペクトラム障害（ASD）、アスペルガー症候群
- ②注意欠陥多動性障害（ADHD）／不注意、多動性及び衝動性の優勢型
- ③学習障害（LD）／読字、書字、算数障害

#### ※留意事項

発達障害は、一見してわかりづらいことから「自分勝手」「わがまま」など、他人からは理解されない傾向があります。発達障害は、脳機能の障害によるものとされ、しつけや教育が原因ではありません。

## 必要な支援

### ①日常生活上の介助

- ・自分で食べることが難しい児童生徒の食事の介助や、着脱衣の介助。
- ・授業場所を離れられない教員の代わりに、排泄の介助を行う。

### ②学習支援

- ・教室を飛び出していく児童生徒の安全確保や居場所の確認。
- ・読み書きが困難な児童生徒に繰り返し復唱するなど。
- ・学用品などの自分の持ち物の把握が困難な児童生徒に整理場所を教える。

### ③学習活動・移動教室等における介助

- ・車いすの児童生徒が移動する際、必要に応じて介助する。

### ④児童生徒の健康・安全確保関係

- ・視覚障害がある児童生徒の体育の授業や図工、家庭科の実技を伴う場面で介助に入る。
- ・てんかんなどの発作が頻繁に起こるような児童生徒の把握。
- ・他者への攻撃や自傷などの危険な行動を防止する。

### ⑤学校行事等における介助

- ・視覚障害がある児童生徒に学習発表会でステージから落ちないように見守る。

### ⑥周囲児童生徒への配慮

- ・周囲の児童生徒に友達としてできる支援や適切な接し方を担任と協力しながら伝える。
- ・支援を必要とする児童生徒が苦手とすることや得意なこと、理解しにくい行動をとってしまう理由などを周囲の児童生徒に伝える。

## 上十三市町村の支援員配置状況

上十三市町村ごとの比較表です。「特別支援教育支援員」のほか「学校教育支援員」や「スクールサポーター」など市町村により呼称の違いがあります。

	令和2年度				令和元年度
	学級数	児童生徒数 A (人)	支援員人数 B (人)	配置割合 A÷B	支援員人数 C (人)
十和田市	223	4,094	39	105.0	38
三沢市	142	3,147	53	59.4	51
野辺地町	38	782	13	60.2	13
七戸町	50	929	15	61.9	15
六戸町	45	847	14	60.5	12
横浜町	13	248	5	49.6	5
東北町	51	1,112	29	38.3	30
六ヶ所村	47	688	11	62.5	10
おいらせ町	91	2,087	20	104.4	20

### ※留意事項

配置割合（A÷B）は、支援員1人あたりの児童生徒数を表す。

9市町村の平均は「66.9」で、仮においらせ町をこの配置割合にすると支援員人数は「31人」となります。

## 各校からの要望

町内小中学校からは、支援員の配置に関し、町に感謝の言葉が寄せられている一方で、登校しぶりや学級での学習に参加できないなど、通常学級における支援が必要な児童生徒が多いことから、健常者の学習を妨げないという観点からも更なる増員の要望があります。

### 令和3年度配置要望人数（カッコ内は令和2年度配置人数）

下田小	6人 (2人)	下田中	4人 (2人)
木内々小	4人 (3人)	木ノ下中	3人 (2人)
木ノ下小	10人 (5人)	百石中	3人 (2人)
百石小	4人 (3人)		
甲洋小	4人 (1人)	8校計	38人 (20人)

## Ⅱ 教育相談員の拡充

教育委員会では、児童生徒指導の充実を図ることを目的として教育相談室を設け、児童生徒、保護者や教職員からの登校しぶりや不登校、いじめや暴力、対人関係などさまざまな内容の相談に応じています。

### 教育相談室の現状と課題

昨年度までの相談員1名体制では、みなくる館のみで週3日の開設しかできず、登室を制限することも度々ありましたが、相談員を2名体制にしたことにより、みなくる館で週4日の開設と、北公民館で週1日の開設が可能となりました。このことにより、登室の制限をかけることもなくなり、児童生徒が徒歩で相談に行ける環境を拡充することができました。

また、相談業務だけでなく、不登校やその傾向にある児童生徒に対して学習指導を行っています。近年の相談件数の増加や内容の多様化への対応、北公民館での相談活動の充実、さらに学習指導（適応教室的機能）強化のためにも、相談体制の拡充が必要と思われまます。

### 相談件数

過去3年間の相談件数の推移をみると、ここ数年で相談件数が急激に増加していることがわかります。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
電話相談	395件	1,936件	3,019件
来室相談	265件	892件	831件

### 上十三市町村の教育相談員配置状況

上十三市町村ごとの比較表です。「教育相談員」のほか「学校生活相談員」や「適応指導員」など市町村により呼称の違いがあります。

	配置人数		配置人数
十和田市	5人 ※1	横浜町	0人 ※2
三沢市	5人	東北町	4人
野辺地町	2人	六ヶ所村	4人
七戸町	4人	おいらせ町	2人
六戸町	2人		

※1 教育相談員5人のほか、派遣相談員9名あり。

※2 町費負担教職員を4名配置し、対応している。